

例1) 被保険者数 1 名(40 歳未満) 課税標準額 100 万円の世帯

	基礎賦課額	後期高齢者支援金賦課額	介護納付金賦課額
所得割額	6,666 円	4,166 円	—
均等割(被保険者割)	6,000 円	2,800 円	—
平等割(世帯割)	5,000 円	1,950 円	—
合計	17,666 円	8,916 円	—

$$\text{保険料 } 17,666 \text{ 円} + 8,916 \text{ 円} = 26,582 \text{ 円}$$

例2) 被保険者数 3 名(40 歳以上 65 歳未満が 1 人) 課税標準額 300 万円の世帯

	基礎賦課額	後期高齢者支援金賦課額	介護納付金賦課額
所得割額	20,000 円	12,500 円	8,500 円
均等割(被保険者割)	18,000 円	8,400 円	3,100 円
平等割(世帯割)	5,000 円	1,950 円	1,700 円
合計	43,000 円	15,833 円(上限)	13,300 円

$$\text{保険料 } 43,000 \text{ 円} + 15,833 \text{ 円} + 13,300 \text{ 円} = 72,133 \text{ 円}$$

例3) 被保険者数 4 名(40 歳以上 65 歳未満が 2 人) 課税標準額 600 万円の世帯

	基礎賦課額	後期高齢者支援金賦課額	介護納付金賦課額
所得割額	40,000 円	25,000 円	17,000 円
均等割(被保険者割)	24,000 円	11,200 円	6,200 円
平等割(世帯割)	5,000 円	1,950 円	1,700 円
合計	52,500 円(上限)	15,833 円(上限)	14,166 円(上限)

$$\text{保険料 } 52,500 \text{ 円} + 15,833 \text{ 円} + 14,166 \text{ 円} = 82,499 \text{ 円}$$

後期高齢者(75 歳以上)の組合員の保険料

後期高齢者の組合員が世帯に属するご家族や従業員組合員を代表する場合 6,500 円

(ご家族や従業員組合員の保険料は上記の表のとおりです。)

- ◇ 後期高齢者となった組合員が「後期高齢者の組合員」として当組合の組合員資格を継続していただきますと、75 歳未満のご家族や従業員組合員も引き続き当組合の資格を継続することができます。
- ◇ 「後期高齢者の組合員」は、当組合の被保険者ではなくなり医療給付を受けることはできませんが、「後期高齢者の組合員」となることにより引き続き当組合の行う保健事業に参加いただけます。